



金 沢 市 公 報

第 3 1 1 1 号

令和5年(2023年)5月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	3
○介護保険法の規定に基づく地域包括支援センターの所在地の変更について (福祉政策課)	3
○生活保護法等の規定に基づく介護機関の指定について (生活支援課)	3
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定について (障害福祉課)	3
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定の辞退について (")	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定について (")	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退について (")	4

○子ども・子育て支援法の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について (保育幼稚園課)	5
● 公 告	
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について (市民課)	5
○土地区画整理組合の設立認可の申請に係る事業計画の縦覧について (市街地再生課)	5
● 選挙管理委員会公告	
○選挙人名簿の抄本等の閲覧状況について (選挙管理委員会)	6
● 監査公表	
○監査公表(第9号) (監査事務局)	6
● 農業委員会告示	
○令和5年第5回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	9
● 公営企業告示	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建設課)	10

告 示

●金沢市告示第174号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和5年5月22日

金沢市長 村 山 卓

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場

- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営木越団地自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

- 2 移動し、保管した自転車等の台数
 - 自転車 69台
 - 原動機付自転車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 - 令和5年4月1日から同月30日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
 - 金沢市二口町ニ24番地5
 - 公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
 - 日時 令和5年5月23日から同年8月22日まで
 - 午前10時から午後7時まで
 - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
 - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第175号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和5年5月22日

金沢市長 村 山 卓

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	5台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
東長江町地内	自 転 車	1台
本多町3丁目地内	自 転 車	1台
窪7丁目地内	自 転 車	1台
泉3丁目地内	自 転 車	1台
鞍月4丁目地内	自 転 車	1台
木倉町地内	自 転 車	2台
八日市出町地内	自 転 車	1台
高島3丁目地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
 - 令和5年4月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

令和5年5月23日から同年11月22日まで

(2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年5月22日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
土清水第一町会	代表者の氏名及び住所	瀬嵐 耕一 金沢市土清水3丁目96番地5	飯田 一哉 金沢市土清水1丁目110番地2	令和5年 4月16日
磯部町会	代表者の氏名及び住所	宮前 克宏 金沢市磯部町ヲ59番地	辻 義裕 金沢市磯部町ヲ34番地	令和5年 4月22日

●金沢市告示第177号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第11項において準用する同法第69条の14第2項の規定により地域包括支援センターの設置者から当該地域包括支援センターの所在地の変更の届出があったので、同法第115条の46第11項において準用する同法第69条の14第3項の規定により次のとおり告示します。

令和5年5月22日

金沢市長 村 山 卓

設置者の名称	地域包括支援センターの名称	地域包括支援センターの所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
医療法人社団 映寿会	金沢市地域包括支援センターくらつき	金沢市鞍月東1丁目8番地2 武蔵商事ビル3階	金沢市鞍月東1丁目6番地 シニアホームみらい鞍月内	令和5年 5月15日

●金沢市告示第178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和5年5月22日

金沢市長 村 山 卓

介護保険事業所番号	事業所		事業者		指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地	名 称	所在地		
1710117910	すずみが丘介護センター	金沢市もりの里3丁目76番地	医療法人社団 六豊会	金沢市もりの里3丁目76番地	令和5年 4月1日	居宅介護支援

●金沢市告示第179号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和5年5月22日

金沢市長 村 山 卓

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
かわきた眼科クリニック	金沢市野町1丁目3番67号	眼科	新村 彩乃	令和5年3月28日
大手町病院	金沢市大手町5番32号	内科	槻尾 義昭	令和5年3月28日
やまと@ホームクリニック	金沢市西泉2丁目1番地	外科	竹川 茂	令和5年3月28日
金沢古府記念病院	金沢市古府1丁目150番地	内科	藤井 博之	令和5年3月28日
かがやきクリニック	金沢市疋田1丁目213番地	リハビリテーション科	高橋 友哉	令和5年3月28日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	神経内科	池田 篤平	令和5年3月28日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	循環器内科	草山 隆志	令和5年3月28日
小池病院	金沢市大手町8番20号	整形外科	松田 研吾	令和5年3月28日

●金沢市告示第180号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

令和5年5月22日

金沢市長 村 山 卓

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
千木病院	金沢市千木町へ33番地1	内科 脳神経外科	山本 祐一	令和4年12月9日
石川県予防医学協会予防医学クリニック	金沢市神野町東115番地	内科	木部 佳紀	令和4年12月31日
石川県予防医学協会予防医学クリニック	金沢市神野町東115番地	内科	酒井 哲夫	令和4年12月31日
石川県予防医学協会予防医学クリニック	金沢市神野町東115番地	内科	善田 貴裕	令和4年9月30日

●金沢市告示第181号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により次の医療機関を指定自立支援医療機関として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

令和5年5月22日

金沢市長 村 山 卓

1 薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定年月日
なるわ薬局	金沢市鳴和1丁目20番14-1号	育成医療、更生医療	令和5年4月1日
疋田らいふ薬局	金沢市疋田2丁目148番地エンゼル18 1階	育成医療、更生医療	令和5年4月1日
薬局トモズ 京町店	金沢市京町1番33号	育成医療、更生医療	令和5年3月1日
まるちゃん薬局 金沢長町店	金沢市長町2丁目2番3号	育成医療、更生医療	令和5年3月1日

2 訪問看護

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定年月日
24時間対応型訪問看護ステーションすみれ	金沢市平和町3丁目5番2号	育成医療、更生医療	令和5年4月1日

●金沢市告示第182号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の医療機関から同法第54条第2項により指定された指定自立支援医療機関を辞退する旨の届出があったので、同法第69

条の規定により告示します。

令和5年5月22日

金沢市長 村 山 卓

薬局

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞退年月日
みどり薬局	金沢市高尾南2丁目183番地グレイス高尾1F	育成医療、更生医療	令和4年12月16日
フロンティア三馬薬局	金沢市三馬2丁目241番地	育成医療、更生医療	令和5年3月31日
瓢箪町ひさご薬局	金沢市瓢箪町3番16号	育成医療、更生医療	令和5年1月31日
京町とくひさ薬局	金沢市京町2番1号	育成医療、更生医療	令和5年2月28日
阪神調剤薬局 金沢長町店	金沢市長町2丁目2番3号	育成医療、更生医療	令和5年2月28日
クスリのアオキ桂薬局	金沢市桂町イ122番地3	育成医療、更生医療	令和5年2月21日

●金沢市告示第183号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等に係る同法第30条の11第1項の確認を辞退する旨の届出があったので、同法第58条の11の規定により次のとおり告示します。

令和5年5月22日

金沢市長 村 山 卓

施設の名称	施設の所在地	提供者の名称	施設の種類	辞退年月日
託児所 KOKORO	金沢市横川7丁目26番地	合同会社 KOKORO	認可外保育施設	令和5年3月31日
心臓血管センター金沢循環器病院 はあと保育園	金沢市田中町は16番地	医療法人社団 浅ノ川	認可外保育施設	令和5年3月31日

公 告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します。

令和5年5月22日

金沢市長 村 山 卓

日時 令和5年5月23日から同年6月5日までの間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時45分まで

場所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市市民局市民課

金沢市近岡町土地区画整理組合から設立認可の申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第20条第1項の規定により、事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第20条第2項の規定により、利害関係者は、縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、令和5年5月23日から同年6月19日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

令和5年5月22日

金沢市長 村 山 卓

1 縦覧期間

令和5年5月23日から同年6月5日まで

- 2 縦覧場所
金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市都市整備局市街地再生課
- 3 縦覧時間
午前9時から午後5時45分まで

選挙管理委員会公告

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（同法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間における選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します

令和5年5月22日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

- 日 時 令和5年5月23日から同年6月5日までの間（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）
午前9時から午後5時45分まで
- 場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

監 査 公 表

●金沢市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年5月22日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	前		誠	一
金沢市監査委員	源	野	和	清

1 財務事務監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年3月9日
- (2) 措置を講じた局等 こども未来局保育幼稚園課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成14年2月12日（平成14年監査公表第3号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
保育所運営費負担金に係る延滞金については、前回監査時（平成10年11月実施）においても指摘したとおりであるが、今回も延滞金の徴収に関し改善がなされていないので、適正に事務処理されたい。	保育料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、システム改修などを行い、延滞金を管理する体制を整え、催告書に延滞金に関する事項を記載した。また、新たに「金沢市保育料延滞金減免事務取扱要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年3月9日
- (2) 措置を講じた局等 こども未来局保育幼稚園課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成20年2月1日（平成20年監査公表第1号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
保育料に係る延滞金の徴収について、過去にも監査で指摘し改善を求めてきたところであるが、未だに延滞金の徴収がなされていないので、負担の公平性を確保するため、早急に適正を期す必要がある。	保育料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、システム改修などを行い、延滞金を管理する体制を整え、催告書に延滞金に関する事項を記載した。また、新たに「金沢市保育料延滞金減免事務取扱要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年3月9日
- (2) 措置を講じた局等 こども未来局保育幼稚園課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成22年3月11日（平成22年監査公表第3号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
保育料に係る延滞金について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも徴収体制を強化する必要がある。	保育料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、システム改修などを行い、延滞金を管理する体制を整え、催告書に延滞金に関する事項を記載した。また、新たに「金沢市保育料延滞金減免事務取扱要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。

(その4)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年3月9日
- (2) 措置を講じた局等 こども未来局保育幼稚園課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成24年3月21日（平成24年監査公表第3号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
保育料に係る延滞金について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、徴収体制を強化する必要がある。	保育料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、システム改修などを行い、延滞金を管理する体制を整え、催告書に延滞金に関する事項を記載した。また、新たに「金沢市保育料延滞金減免事務取扱要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。

(その5)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年3月9日
- (2) 措置を講じた局等 こども未来局保育幼稚園課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年3月11日（平成28年監査公表第6号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
保育料に係る延滞金について、負担の公平性を確保する観点からも、徴収を強化する必要がある。	保育料に係る延滞金については、金沢市税外歳入の延滞金に関する条例に基づく運用をより適切に行うため、システム改修などを行い、延滞金を管理する体制を整え、催告書に延滞金に関する事項を記載した。また、新たに

	「金沢市保育料延滞金減免事務取扱要領」を作成し、減免の基準を明確にするとともに、延滞金の徴収強化を図ることで負担の公平性の確保に努めていく。
--	--

(その6)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年3月27日
- (2) 措置を講じた局等 危機管理監危機管理課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成27年3月11日(平成27年監査公表第2号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
小立野防災広場(児童遊園として使用されている敷地を除く。)について、長年にわたり有効利用されないままとなっているので、売却等も視野に処分方法を早急に検討することが望まれる。	小立野防災広場は、平成19年3月に防災緑地用地として、利用目的を明記して寄附されたため、防災緑地用地として利用することとした。 令和3年度に当該広場の所在地である崎浦地区で作成した「金沢市崎浦地区防災計画」において、小立野東町会の一時避難場所に指定され、年1回の防災訓練を行う場所とされていることから、新たに看板を設置し、一時避難場所として周知を行った。

(その7)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年3月29日
- (2) 措置を講じた局等 教育委員会学校指導課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年2月12日(平成21年監査公表第1号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
日本スポーツ振興センター共済掛金に係る保護者負担分の徴収について、学校長を納入義務者とする変則的な取扱いを行っているため、検討のうえ適正を期す必要がある。	取扱いを見直し、保護者を納入義務者とするとともに、契約に係る事務処理については、保護者から学校長に委任することとした。

2 行政監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年4月14日
- (2) 措置を講じた局等 市民局市民協働推進課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和4年7月11日(令和4年監査公表第7号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
(2) ホームページへの情報公表について 市民協働推進課は、金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例を所管し、審議会等の会議の公開、委員の要件や会議録等の取扱いなどを定めて運用しており、その状況についてホームページで公表している。このホームページ「審議会等の会議一覧」では107機関が掲載されているが、今回の監査において、各担当課への照会の結果、152機関が設置されていることを確認した。このため、設置の根拠となる法令や目的等を確認したところ、「審議会等の会議一覧」の107機関の中には、審議	デジタル行政戦略課が審議会等として整理した機関について、ホームページの「審議会等の会議一覧」にて公表した。なお、今後もデジタル行政戦略課と情報共有し、速やかにホームページの一覧に反映させていくこととした。

<p>会等には該当しないと認められるものが含まれていたほか、審議会等に該当するにもかかわらず、公表されていないものがあった。</p> <p>市民の市政への参加、市政の透明性確保の観点から、条例や取扱基準の目的及び趣旨を踏まえ、審議会等についてより一層正確な情報の提供に努められたい。</p> <p>(3) 取扱基準と現状が乖離しているもの</p> <p>取扱基準では、審議会等の委員に市職員を選任しないこと、一人の委員が就任する総数は5を限度とすること、委員の氏名等を公表することに例外を認めていない。しかしながら、一部の審議会等で取扱基準と現状に乖離が見られることから、市民協働推進課においては、運用の一層の適正化に努められたい。</p> <p>一方で、委員の選任に当たって現状と乖離しているものについては、市民の多様な意見を反映させ、委員としてその職責を十分果たすことができるよう、取扱基準を実情に即して見直すなど整理・検討を行うことで、審議会等の運営の適正化を図られたい。</p>	<p>整理された審議会等について実情を把握し、取扱基準を改正した。なお、委員の選任にあたり例外を認める事項については、取扱基準に明記し、運用の適正化を図った。</p>
---	---

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年4月17日
- (2) 措置を講じた局等 総務局デジタル行政戦略課
- (3) 監査結果の公表年月日 令和4年7月11日（令和4年監査公表第7号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>(1) 審議会等の設置状況の把握について</p> <p>デジタル行政戦略課は、行政運営の効率化及び適正化に係る企画及び調整に関する事項並びに行政組織に関する事項を所管するが、今回の監査で審議会等の正確な設置数を把握していなかった。地方自治法第2条第15項に「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努める」と規定されていること及び取扱基準第2項第2号に「5年を目処に継続について再検討し（見直し）、設置の必要性が低下した場合は廃止することとする。」とあることから、審議会等の正確な設置数を常に把握し、審議会等の見直しが随時適切に行われるよう各課への指導を強化するとともに、取扱基準の解釈や運用に差が生じることのないよう方策を講じられたい。</p>	<p>審議会等に関する統一的な運用を図るため、附属機関・審議会等の定義を明確化するなど取扱基準を改正し、設置数の正確な把握に努めることとした。また、予算要求資料等を確認し、各課とヒアリングを行うなど、審議会等の設置に係る指導体制を強化することとした。</p>

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和5年第5回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和5年5月22日

金沢市農業委員会
会長 井 口 栄 市

- 1 日時
令和5年5月25日午後3時
- 2 場所
金沢市第二本庁舎 2301会議室
- 3 議案
 - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 非農地証明願について
 - (4) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等について
 - (5) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について
 - (6) 令和4年度最適化活動の点検・評価等について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第8号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設課において、一般の縦覧に供します。

令和5年5月22日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和5年6月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 乙丸町の一部
 - (2) 末町及び野田町の各一部
 - (3) 観法寺町、東蚊爪町及び金沢市南新保土地区画整理事業地の各一部
 - (4) 南塚町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町ハ272番地
名称 西部水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
 - (4) 2の(4)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

令和5年(2023年)5月22日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄